

立川市議会基本条例の検証等に関する実施要領

令和5年1月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、立川市議会基本条例（平成26年立川市条例第18号。以下「基本条例」という。）第26条の規定に基づき、基本条例の目的の達成状況等の検証等を円滑に行うため、検証の方法及び検証結果の公表方法等、必要な事項を定めるものとする。

(検証体制)

第2条 基本条例の検証をする機関は、議員の一般選挙後の議会運営委員会において決定する。

(検証の頻度及び時期)

第3条 検証の頻度は2年に1回とし、2年ごとのはじめの1年以内に、取りまとめを行う。

(検証の方法)

第4条 検証の方法は、検証シートを作成して評価する。

(検証結果の公表等)

第5条 検証結果は、議長に提出するとともに、議会ホームページ及び市議会便りに掲載する。その他必要に応じて、広く市民への周知を図るものとする。

(検証結果に基づく取り組み)

第6条 市議会は、検証結果の内容を受けて、真摯に対策を講じることとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会において別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。